

水質総量規制制度の概要

1 目的

水質汚濁防止法の規定に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

2 指定水域

東京湾、伊勢湾（三河湾を含む）、瀬戸内海

3 指定項目

化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量（窒素含有量、りん含有量については、第5次総量規制から追加された）

4 総量削減の仕組み

環境大臣は、人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合を想定して総量削減基本方針を定める。知事はこの基本方針に基づき、総量削減計画を策定する。

5 総量削減計画

(1) 削減目標量

発生源別（生活系、産業系、その他系）の削減目標量の設定

(2) 削減対策の概要

下水道等の生活排水処理に係る施設の整備、汚濁負荷量の規制、畜産・農業等に対する削減指導により、汚濁負荷の削減を図る。

ア 事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進する。

イ 総量規制基準による規制

(ア) 適用対象

公共用水域に汚水又は廃液を排出する指定地域内の特定事業場*のうち、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上のもの（以下「指定地域内事業場」という）

* [特定事業場：水質汚濁防止法に定める特定施設を有する事業場]

(イ) 適用単位

総量規制基準は、個々の指定地域内事業場単位で、排出される汚濁負荷量の許容限度として知事が定める。

(ウ) 知事による総量規制基準の設定

総量規制基準は、以下の算式により設定される。

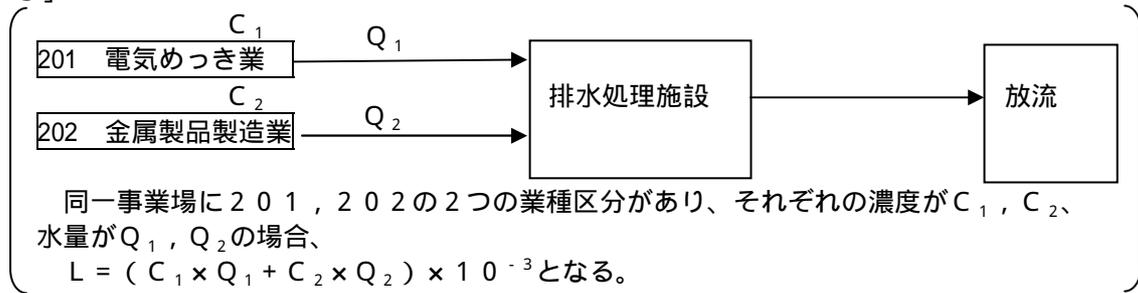
$$L \text{ (総量規制基準)} = C \text{ (濃度)} \times Q \text{ (水量)} \times 10^{-3}$$

(kg/日) (mg/l) (m³/日)

C：業種区分毎に定められた濃度

Q：業種区分毎の特定排水量（間接冷却水を除く）

[参考]



ウ 削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷削減の指導等を行う。

6 総量削減計画の策定の経緯

第1次から第4次までの総量規制によりCOD負荷は着実に削減された。しかし、環境基準の達成率の改善には結びついていない状態であったため、第5次の総量規制からは、陸域から流入するCODの削減のみならず、内部生産(植物プランクトンの増殖による有機汚濁)を抑制するため、窒素・リンが指定項目に加えられた。

| | 総量削減計画 策定年月 | 目標年度 | 規制基準適用日 | 対象項目 |
|-----|----------------|--------|------------|--------------|
| 第1次 | 昭和55年4月 | 昭和59年度 | 昭和55年7月1日 | COD |
| 第2次 | 昭和62年5月 | 平成元年度 | 昭和62年7月1日 | COD |
| 第3次 | 平成3年3月 | 平成6年度 | 平成3年7月1日 | COD |
| 第4次 | 平成8年7月 | 平成11年度 | 平成8年9月1日 | COD |
| 第5次 | 平成14年7月 | 平成16年度 | 平成14年10月1日 | COD 窒素、りん |

既設事業場には基準適用猶予期間が設けられる。

総量規制制度の概要

法第4条の2第1項
 指定水域：伊勢湾(三河湾を含む。)、東京湾、瀬戸内海
 指定項目：COD、窒素含有量、りん含有量

法第4条の2第2項
【総量削減基本方針】*
 ・指定水域ごとに環境大臣が策定
 ・削減目標量の設定 等

*注) 総量削減基本方針について
 削減の目標に関しては、指定項目に係る水質環境基準を確保することを目的とする。
 人口及び産業の動向、汚水又は廃液の処理の技術の水準、下水道の整備の見通し等を勘案し、実施可能な限度において削減を図ることとした場合を想定して、発生源別、都道府県別の削減目標量を定める。

法第4条の3
【総量削減計画】
 ・総量削減基本方針に基づき、都府県ごとに知事が策定
 ・発生源別の削減目標量及び削減対策 等

【事業の実施】
 ・下水道の整備
 ・浄化槽の整備
 ・処理の高度化

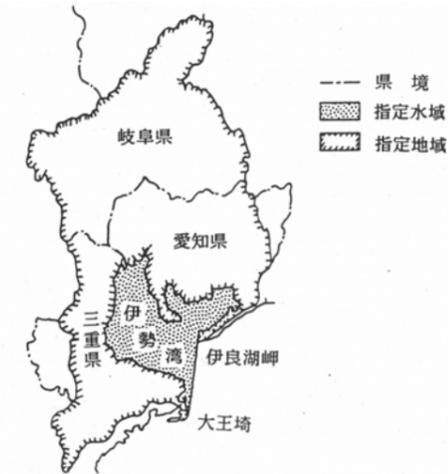
【総量規制基準による規制】
 ・排水量が50m³/日以上の特特定業場が対象
 ・排水濃度×排水量の規制

法第4条の5
 注) 総量規制基準の設定
 環境大臣が、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量のそれぞれについて、業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(C値の範囲)を定める。知事は、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において、総量規制基準を設定する。

【削減指導等】
 ・小規模事業場
 ・畜産、農業
 ・一般家庭 等

伊勢湾(三河湾を含む。)における指定水域及び指定地域

下図に示すとおり、指定水域は伊良湖岬から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域である。指定地域は、愛知県においては、天竜川水系である北設楽郡の一部と渥美半島の太平洋側の一部を除いて、ほぼ全域が指定地域となっている。



汚濁発生源の区分

総量削減計画で削減の対象とする汚濁発生源の区分を下図に示す。

